

令和7年度 第2回 日野市子ども条例委員会議事録

日 時 令和7年10月28日（火曜）午前10時00分～午前11時34分

場 所 日野市子ども包括支援センター「みらいく」3階 多目的室

出席者 委 員 沖田委員 小瀬委員 菊池委員 小陳委員 三浦委員
掛川委員 堤委員 田邊委員 馬場委員 田中委員

事務局 村田子ども部長 滝瀬子育て課長 丸山子育て課係長
加藤子育て課主任 室星子育て課主事
木暮保育課長 藤井子ども家庭支援センター長
鳥井山子ども家庭支援センター主査
高原発達・教育支援課長 中平福祉政策課長

欠席者 なし

傍聴者 なし

(開 会)

委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまより、令和7年度第2回日野市子ども条例委員会を開催いたします。

本日は子どもの権利に関する小中学生へのアンケート調査結果についての報告事項が1点、検証事項として、子どもの権利侵害に対する相談救済制度について、および諮問事項、日野市子ども条例の周知啓発に対する答申案についての2件の検証を行います。

最初に事務局から出席状況および傍聴の状況について報告をお願いします。

事務局

本日の出席状況ですが出席者は10名、過半数を超えておりますことをご報告させていただきます。なお、本日の傍聴の申し出はございません。

事務局からの報告は以上となります。

委員長

ありがとうございました。本日の出席人数について、事務局より過半数を超える出席があ

るとの報告がありましたので、日野市子ども条例委員会規則第2条第5項の成立要件を満たしていることをご報告します。それでは委員会を進めます。事務局から配付資料の説明と注意事項をお願いします。

■事務局

配布資料について説明いたします。机上に置かせていただきましたのが、修正がありました次第と資料2「令和7年度子どもなんでも相談状況報告」、資料3の追加資料として「令和7年度の日野市オンブズパーソンの活動状況について」、事前にお送りさせていただいたものが、資料1「子どもの権利に関する小中学生へのアンケート調査結果について」、資料3「子どもオンブズパーソン令和6年度活動状況報告書」、資料4「前回委員会のまとめ」、資料5「子ども条例委員会答申書（案）」以上になります。本日の資料に不足がございましたら、お申し出ください。

なお、本委員会については、日野市子ども条例委員会規則第7条により原則公開となつており、議事録も委員の皆様に確認いただいた上、市ホームページ上で公開となるため、議事を録音させていただくことを併せてご了承ください。

なお、本日の検証事項「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度」については、相談内容にかかる相談者保護の観点から、議事録における一部非公開と、ホームページ上の資料2の非公開及び傍聴の方にお配りした資料2について委員会終了後、回収させていただきますことをご了承ください。

よろしくお願ひいたします。

■委員長

ありがとうございました。それでは、次第1、委員長挨拶ということで、簡単に挨拶させていただきます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日のこの委員会ですね。非常に時間的制約がある中ですね、色々と生産的な検証作業ができればと思っております。今回送られてきた手元の資料を見ていただくと、資料4のところに前回の委員会のまとめというのがございます、事務局の方で非常に色々とお調べいただいて委員からの指摘や意見等をまとめていただいて、論点整理していただいています。この委員会というのは重要な委員会ですけども、その毎月やるというものじゃなくて本当数回なので、非常に貴重な委員会だと思っています。その中で前回のことを忘れるがちになるので、そのあたりをベースにしながらも検証作業ができればと思っています。今日もよろしくお願いいたします。

続きまして事務局の紹介です、事務局からお願ひします。

■事務局

令和7年10月1日付人事異動により、事務局担当職員に変更がございましたので、新し

い担当からご挨拶させていただきます。

事務局

よろしくお願ひいたします。

事務局

以上でございます。

委員長

では次第 2. 報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、子どもの権利に関する小中学生へのアンケート調査結果について、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

資料 1 でございますけども、こちらは日野市教育委員会学務課が令和 7 年度に市内小中学生に対して行った学校についてのアンケートの結果の子どもの権利に関する部分を抜粋してまとめた資料でございます。

2 枚目以降の細かい分析ございますけど、グラフがございますが、こちらの要旨の方でご説明いたします。

まず、小学生 1 年生から 3 年生の低学年でございますけども、こちらのうち、子どもの権利を知っていると回答した割合は 56. 9% で、知ってる権利では生きる権利が最も認識されていました。割合としては 32. 5% ございます。

その次に小学生 4 年生から 6 年生です。上級生になってきますと権利について、全て知っていると回答した割合が 50. 1% と最も高く、最も認識されている権利としましては、生きる権利、29. 2% となっております。

続きまして中学生です。中学生においても権利の理解度は高く、全て知っていると回答した割合は 41. 2%、やはり生きる権利の認識が最も高いということで 31. 3% となっております。

続きまして、相談場所の認知度についてです。小学生では 1 年生から 3 年生が 62. 4%、4 年生から 6 年生になりますと、72. 4%、小学生では中学生に比べますと高いという結果になっておりますが、中学生になりますと 54. 9% と多少低下しているという結果です。

また、相談場所に相談をしたいかどうかという質問では、小中学生ともに相談したくない、割合が多くなっております、小学生の 4 年生から 6 年生では 61. 6%、中学生ではやや高くなりまして、67. 6% の結果となっております。

そして子ども条例自体の周知方法としましては、小学生 4 年生から 6 年生の約半分、51. 2%、中学生の 55. 9% が学校の授業が最も有効と回答をいたしております。以上です。

事務局

少し補足です。まとめといたしまして、子どもの権利の認知について、1つでも権利を知っているかというカウントなのですけども、小学生低学年では5割以上、小学生高学年では9割以上、中学生ではおよそ9割、子どもの権利についての認知は高い状況です。特に小学校の低学年以上では高い状況が伺えます。

今後については、子どもの権利や子ども条例の認知の向上、子ども条例を知ってもらうためにどのような方法が良いか、アンケートでも聞いてございますので、今後の事業の参考としたいと考えてございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。ただいまの報告事項について、ご意見ご質問があればお願ひいたします。

委 員

事務局の報告でも触れられていましたが、子どもの相談場所につきまして、知っているけれど相談したくないという傾向が気になるところです。

小学生4年生から6年生、相談場所を知っているが72.4%に対し、相談したくないが61.6%、中学生は相談場所知っているが54.9%に対し、相談したくないが67.6%、自由記述欄がこの資料ではありませんので、子どもが何を思って回答したのかわかりませんけれども、これは相談場所を設ける意義にも繋がる大きなことかと思います。

知っているけれど相談したくないという傾向について、まずは事務局としての見解を伺いたいと思います。加えましてもし他の委員の皆様からこうなのではないかどうか、何か推測されるところとか、提供いただける知見などありましたらぜひお願いします。以上です。

事務局

一定数知っているという認知がある中で、相談をしたくないというパーセンテージが高いというところは非常に課題だと思ってございまして、子どもなんでも相談や子どもオンラインズパーソンがある中でそういう状況を知りつつ、なかなか相談ができないということについて懸念をしております。このパーセンテージをどうやって相談したいという方向に持っていくのかは、考えていかなくてはいけないのかなと思ってございます。

事務局

相談窓口を知っていただけているということは非常にありがたいなと思っている反面、なかなか相談行動に結びつかない、相談したいという気持ちにならないというところはやはり、子ども自身がなかなか自分の気持ちを第三者に対して訴えていいということが、自分

の中での気持ちの整理もそうですし、安心できる第三者にお話する行動とが、まだなかなか子ども自身の自分事として受け止めきれてないのかなっていう捉えをしています。

子ども自身が言葉として権利を知っていてもそれを行使していいんだ、相談していいんだと思っていただくには、やはり粘り強い啓発だったり、身近な大人の働きかけを継続していくことが大事かなと思っておりますので、学校だったり広く広報等を通じて、子どもに相談窓口の周知と併せて、困ったときは声を上げていいんだよというような周知の方を定期的に行っていきたいなと思っているところでございます。

委員長

今事務局の方からそのような所感がありましたけども、委員の方々から今の件について何か加えてお伝えしたいことがありましたらお願ひいたします。

委 員

知ってもらっても相談ができないっていうところの個人的な私見ですが、自分も子ども3人いるのですけれど、例えば親との関係のことで市の方に相談を入れたということで、市の方から家とかに介入があったとか、そういったときに、親から後で詰められちゃうんじゃないかとか、ちょっと意趣返しというか、子どもは結局1人では生きていけないので、言ったがゆえに、より環境悪化したくないとかそういう場合もあるんじゃないのかと思う。

子どもの4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、がありますと言うだけじゃなくて、それを言ったとしても、自分は生きる権利を守ってくれるんだというところがやっぱり伝わらないといけないと思う。あとは子どもがここまで知ってるというの驚きだったんですけど、日野市民の大人たちが同じことを聞かれたとして、何%が答えられるかっていうと、全く答えられないんじゃないかと思う。

年何回かの会議を部長課長の方たちが参加し、弁護士とか大学生とか有識者の方も参加してやっているけども、形式的に終わっているのでは、生きる権利が保たれてるといったことや、参加する権利が自分にはあるから相談しようというような、勇気や安心を子どもが感じることができないのではないか。権利条例ではそういった責務を市や市民は負っているが、周囲の大人達からそういったことを感じられないから子ども達は怖くて相談ができないのだと思う。

委 員

私の見解は逆に楽観的なのですが、このアンケートの聞き方で、権利が守られていない子どもの力になるための相談場所があることを知っているか、の次に、悩んだりつらいときはこの相談場所に相談したいと思うか、という問い合わせの回答として、相談したくないというのが半数を超えてると思うと、逆に子どもたちは、その市のこの権利が守られていないときの相談場所以外に、学校の先生やスクールカウンセラーの先生もしくは児童館の先生

や大人、近くにいる身近な相談先がもしかしたらあって、そちらに相談できるので、あえて権利が守られていないとき力になるための相談場所に相談をする必要がない、と思っている子もいるのではないかというふうに思いました。

もっと身近で、きっといろんな先生たちは本当にちょっとした相談できる場所があるんじゃないのかなというふうにも思いまして、質問の意図として、どこに相談したいかと思うかっていうところの部分が、もしかしたらこの全然知らない人にとか第三者について相談場所には相談したくない、知っている大人がいいって考えている子もいるのかなというふうには思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。そうですねこういう質問内容というか、その文言によってかなり左右されるところもあるかなと他いかがでしょうか。ぜひ色々とご意見いただければと思います。

委員

別の質問項目のところで小学生と中学生それぞれ聞いている子ども条例をもっと知つてもらうために、どんな方法なら知つてもらえると思いますか、ということでそのうちの半数以上が学校の授業ということで回答されています。やっぱり学校の授業を通して直接誰から話を聞いたり体験をしたりすると、みんな知つてもらえるんじやないかと子どもも思つてはいるということなので、ぜひ今後、事業として学校の授業と連携をしていくような場が持てたらいいなと思っております。以上です。

委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員

悩んだりつらいときに相談したいと思うかというところで、相談したくないというお答えが多いという件についてなんですけれども、やはり相談をした結果どうなるのかという信頼がないと相談というのは寄せられないということと、子どもを含めた相談をする側は相談相手が秘密を守ってくれるのかっていうのはかなり心配されるんですね、なので今の相談窓口の周知の仕方というのが、相談したときに秘密は守られるって書いてあるけど本当なのかなど、実際相談したときにきちんと対応してくれるのかな、話をきちんと聞いてくれるのかな、というそこの部分も十分理解が進んでないっていう部分があるのかと思います。

一方で、独立性ということをこの間も申し上げましたけれども、子どもであっても秘密を守ってほしいという要請はすごく高いので、そこの部分をどういう形で担保していくのか

と、こういうことで制度設計に当たってはその部分をすごく考えなくてはいけないかと思います。以上です。

委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委 員

小中学校ではクロームブックが全校生徒に提供されていると思います。持ち帰りも数年前からいいことになっていて、そのなかにはクラスルームというアプリが入っていて、教科ごとに黒板の様なものがあって、それをクリックすると授業のプリントや動画などが見られるようになっています。なので、子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンなどの情報をクラスルームに入れれば小中学校の全児童生徒が見られますし、教育委員会や教員なら簡単に設定できると思います。そうすれば興味を持った児童は相談しやすいし、相談内容についても親はクロームブックまでなかなか見られないでいいのではないかと思いました。

また、高学年になると児童によっては携帯電話を持っているので、LINEを活用すべきだと思う。行政でのLINE活用は過去の経緯から壁があるとも聞いているが、それでも使った方がいいと思う、LINEはもはや社会インフラとして電話に等しい存在になっている。今回の資料でも、電話で相談する大人はいても、電話で相談する子どもはほぼいない。また、テキストベースでのやりとりでもメールのやりとりは難しい、メールはFAXと同じくらい役所でしか使わないものだと認識して欲しい。

委員長

ありがとうございます。この件については、時間をかけければ様々なご意見がまだまだあるとは思うが、時間の制約がありますので、先に移らせていただきます。

では、続いて次第3. 検証事項の①および②の2つです。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、検証事項①「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度」について、ご説明します。

日野市における子どもの権利侵害に対する相談・救済制度を検証いただくにあたり、令和6年度から開始した子どもなんでも相談および、子どもオンブズパーソン事業について、前回に引き続き、各担当課より、ご説明させていただきます。

事務局

子どもなんでも相談の令和7年度、今年度の状況について状況報告をさせていただきま

す。あと事前の説明の中には入ってなかったのですけれども、その中で、今委員さんたちの中からお話をいただいたようなことも、あの課題とかにあがっておりますので、多少説明ができたらと思っております。よろしくお願ひします。

令和 7 年度の子どもなんでも相談ですけれども、相談件数は子どもが今のところ実人数として 55 名、5 月までの半年になります。大人が 116 名、合計 172 名で、去年は月平均の新規の相談件数が 17 件だったんですけれども、今年は 24 件ということで、少しずつ事業が周知されていて、相談数も増えている状況であります。引き続き啓発をやっていきたいと思います。また、大人は相談の主訴が解決すると終了するパターンがほとんどですが、子どもからの相談はリピーターや継続相談が多く、今年の中でも 2 割以上は去年からの相談者です。特に小学校高学年以上の女子は継続的な長文やり取りができるので、プライベートな告白を含むやり取りが継続する場合も多いです。この人数なんですけれども、今年度の最初の子ども条例委員会で、昨年度のなんでも相談の 1 年間の実数を報告させていただきました。その中でも年齢が上がるにつれて相談が減っているというところがあったと思いましたが、なんでも相談の中ではそれは想定内として、先ほど委員さんからもあったように、小学校高学年から中学生に関して心理的な成長の中で、だんだん身近な大人や親や学校に相談するというところではなく、友達だと外の社会に相談をしていくという、親離れというかだんだん反抗期とかがありまして、そういう心的な成長があります。なので、だんだん公的な機関に相談をするということの、あの年齢的なチョイスが減ってくるというのは、そもそも去年から想定内でした。ただ、今おっしゃっていただいたように実際に相談をしたいけれども知らないっていうのが子どもの相談がクロームブックに頼りすぎている、というのはちょっと語弊があるかもしれないんですけども、大体が学習者用端末からの相談なんですね。逆に今課題になっているのが、公立校でない小中学校や、不登校のクロームブックを持って帰っていない子ども、あと高校生以上のクロームブックが無いお子さんに対してどうやって相談を繋げるかっていうところで、もう思春期ですので、公的なところや親や学校に相談しないことも想定される中、でも困ったらここを知っているっていう、普段は相談したくないけれども本当に困ったときに知っているっていうことがすごく大事なので、LINE だとあと Instagram だと、新しいツールで子どもたちに接触していったり、啓発していくっていうことが大事だなっていうのを感じています。なんでも相談だけじゃなくていろんな相談窓口はありますけれども、とりあえずはなんでも相談で皆さんのお意見をいただいた中ですごく感じているところの課題としてお話ししました。

あと、一応なんでも相談はクロームブックのトップ画面にアイコンを置いていただけるんですね。ただちょっとわかりづらい。トップ画面に入れていただけるんですが、今委員さんからいただいたように、クラスルームっていうのがあるんですね。その中にいるともっとわかりやすいっていうところをいただいたので、それはちょっと教育委員会の方にも聞きながらやっていきたいと思います。

初回の相談経路は、今年も子どもからの相談は 54%が学習者用端末になります。昨年は

70%が学習者用端末っていうことでほとんどが学習者用端末です。今年、全小中学校に配ったチラシはちょっと二次元コードが目立つようなチラシだったんですね。なので、そのチラシの影響で相談に来た子たちが二次元コードで相談にきてしまったというようなこともあって、その影響が出ていますが、今後はまた学習者用端末の割合が小学校上がってくると思います。特徴としては、やっぱり土日や夜間も相談が来ています、大人は電話や二次元コード、来所が主な相談経路になります。大人はその後に直接面談で話すというようなパターンが多いです。

子どもからの相談がクロームブックから来るという検証に戻りますと、やっぱり一番がメールでのやり取りを希望していて、来所だと顔を見て相談したくないになってしまっているんですね。そういう場合は、メールで丁寧に信頼関係を築いていく中で、じゃあ今度近くの児童館で会いましょうとか、図書館で会いましょうとか、時間をかけて繋げていますが、面接相談に繋がるような数は少ないです。あと、新学期の開始とともに相談件数は増加しました。夏休みに減少して2学期の始まりでまた増加しているような傾向があります。大人に関しましては、大人からの相談は育児方法に関するものが最も多く子どもに関する相談が主訴でもその背景に、親自身の悩みや不安が隠れている事例があって、親の心理相談とかそういうところに繋いでいるようなパターンもあります。

今後の何でも相談の課題ですが、大人にしても子どもにしても2年目の事業なので、まだまだ事業周知が不十分でないっていうところは、更なる事業周知を行っていこうと思います。また、先ほど申し上げました、クロームブックを持ち帰れない小中学生や、公立校ではない小中学校に通っていたり、高校生以上の年齢の子どもの相談に繋がる啓発や相談ツールの工夫ですが、LINEはもう1回チャレンジしてみようと思っています。

日野市の子どもが相談するしないは別として、いつでも相談に繋がるような環境だけは整えていて、いざというときに思い出して、繋がってくれる、そういうような環境整備をしていきたいと思っているところです。以上です。

■事務局

続きまして子どもオンブズパーソンの状況についてご説明させていただきます。ちょっと前回のおさらいになってしまうところもあるんですが、資料として子どもオンブズパーソン令和6年度活動状況報告書の方をご覧いただければと思います。おめくりいただきまして1ページ目、2ページ目にですね、初めとしまして子どもオンブズパーソンの明星大学坂井先生、あと弁護士の鳥生先生のそれから、オンブズパーソンに対する思いのようなところを記述していただいていますけども、まず坂井先生の方からは、子ども条例の先駆性についての評価と期待が書かれておりまして、中でもその子どもが自ら自分を守る権利があるというふうに明記した点について、言及されております。それと併せて子ども条例の理念を実現する機関としての子どもオンブズパーソンの役割に対しての意気込みといいますか、そういったことを記載されています。鳥生先生につきましては、子どもオンブズパーソン

ン条例について記載いただきまして、また単純にオンブズパーソンとしての役割として事務的なところだけでなく、子どもと保護者が安心してよい相談や救済を求めることができるような立場としてのオンブズパーソン、併せて子どもの権利についての理解を広めることについても、オンブズパーソンの役割として記載いただいております。併せて子どもたちに会いに行ってですね、直接顔の見える関係作り、そういった中で、オンブズパーソンの認知を広げていくとかオンブズパーソンの利活用をいただく上でのポイントではないかというところをお話いただいています。昨年度から始まってはおりますけども、まだまだその制度的にはですね、適切に有効に機能するための今後の整備を進めていくということで、これで決まった枠組みでなくて順次、改善していくようなところを記載していただいております。

また1枚めくりまして3ページの方です。オンブズパーソンの設置の経緯これについては前回もお話させていただいたと思うんですけども、子ども条例第16条に定める、子どもが安心して相談して権利侵害の救済を受けることができる制度を整備する、こういったものの一旦を担うものがこのオンブズパーソンであるということが記載されております。4ページの方は具体的な職務内容について記載されております。前回はこら辺の話をしませんでしたので改めて説明いたしますと、職務内容としましては子どもの権利侵害に関する相談に応じ必要な助言および支援を行うこと、この権利侵害に関する救済の申し立て、または自己の発意に基づき調査し、および調整することということで、これについてはオンブズパーソンの自立性が書かれているというところです。3点目としては、子どもの権利侵害等に係る事案について是正等の処置を講ずるよう勧告または要請をすること。4点目として、子どもに係る制度の改善を求める意見の表明をすること。5点目として、子どもの権利を尊重し保障擁護するということについての理解を広めていくこと、この5点が主な職務内容となっています。

また子どもオンブズパーソンの責務として、子どもにとって最善の利益が図られるよう、公正かつ適正に職務を遂行するということが定められております。2点目としましては、市の機関と連携を図り職務の円滑な遂行に努めなければならないということが記載されています。一方で行政機関等につきましては、子どもオンブズパーソンへの協力としまして、市の機関は子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに積極的に協力し、および援助しなければならない。市の機関は子どもオンブズパーソンから勧告または意見表明を受けたときはこれを尊重し、誠実に対応しなければならない。3点目としましては、市の機関以外の者も、子どもオンブズパーソンがその職務の遂行に関し、これは努力義務ですけども可能な限り協力するよう努めなければならないということが記載されています。現状につきましては、オンブズパーソンは2名が独立してその職務を行っておりますけども、子どもに係る制度の改善を求める意見の表明を行う場合はオンブズパーソンの合議によって行うこととなっております。

また、1枚おめくりいただきまして前回の仕組みのフローについて説明しているかと思いますので、6ページ目の方です。前回ちょっとご報告の際に、まだちょっと最終集計以前でしたので、件数として6件と報告してたのですが、最終的には7件として報告させていただいております。新規相談件数については変わりませんので4件、あと継続が3件ということで合計7件ということになります。その分類としましては子ども、保護者、その他ということで件数が全体的に少ないのであまり統計的なところはまだ見えてこないところでありますけども子どもの年齢所属につきましても未就学児から高校生までそれぞれ分散しているというところございます。また相談内容についてもですね、学校のこと、幼稚園保育園のこと、家庭のこと、その他ということでまだまだ始めたばかりなので、傾向はまだ見えてこないところでございます。

普及啓発活動につきましては、全小中学校の生徒に案内カード、チラシ等配布しております、まずは認知の拡大を図っていこうというところで進めております。令和6年度中には、関係機関への周知広報ということで校長会であるとか児童館長会、関係機関の代表の方に周知を図っていったところがメインになっています。それと子ども条例推進事業講演会での講演、教育推進委員会での講演ということも行っております。各児童館および児童館の関連施設を訪問しまして、4つの児童館への訪問、9ページ目になりますけども、ほっとも、これはセーフティネットの方で行っている事業ですけれども、ほっともへの訪問ということで、各アウトリーチ型の周知活動をしているというところございます。

昨年の概要はこういったところですが、これらを踏まえまして今年度の状況について簡単にご説明させていただきたいと思います。別紙でご用意していますが、令和7年度子どもオンブズパーソンの相談対応状況につきましては、10月22日現在で新規相談受付件数が8件になっております。まだ中期でありますけども、昨年度よりも件数が多いかなと思っています。ただ全体的には、大きく上回るような状況になっておりません。その理由としましては、他の子どもオンブズパーソンと違う部分としましては、今ご説明しましたけれども、子どもなんでも相談という機能が他にございますので一方で他の自治体ではこれが一体化しているところもございますが、多いというところもありますので、そういった中では、オンブズパーソンにいいただく相談件数については必然的に低くなってくるのかなと思います。まだまだオンブズパーソンの認知周知というのは足りてないと思いますので、この改善に向けた活動としましては、ちょっとお配りしたペーパーの裏側になりますけども、11月2日、来週ですが、手をつなごう・こどもまつりの中でオンブズパーソンのブースを設けまして、鳥生先生、坂井先生にもご参加いただきまして、まず顔の見える関係作りをしていこうというところで、周知活動をステージ上でも行っていただくということで、こういった取り組みを始めたところでございます。また11月27日には、これも子育て課と連携しまして児童館学童職員向けの研修として鳥生先生に登壇いただく予定をしています。また、まだ調整できていないところでありますけれども、教育委員会の方にも、子育て課と一緒にアプローチをして、学校に向けた周知活動も今後進めていく予定でございます。説明は以上にな

ります。

委員長

ありがとうございました。それでは検証に入ります。ご質問ご意見があれば、お願いいいたします。

委 員

前回もオンブズパーソンと子どもなんでも相談の周知のところが、確かにチラシでどっちでもいいですよっていう案内で、確かにどっちでもいいんだけど、だからこそ、それどっちの方に相談していいのかっていう事例なり、イメージなりを全く示していない中で、それは、なんでもだからこっちでいいのかな、みたいなことになっちゃうと思うんですよね。そのオンブズパーソンって何っていうのを、やっぱりすごく難しい概念だと思うので、それを何か権利を守ってくれる方がこっちですって言われても何かまたそれはそれでよくわかんないと思います。オンブズパーソンというのは中立な立場で行政の敵でも味方でもなく中立な立場です、オンブズパーソンも弁護士の先生が務めてらっしゃってる。そこで例えば、学校の担任の先生がえこひいきをして自分がいじめられてるって言っているのに、そのいじめる側、いじめっ子側の方を擁護して自分の申し出を聞き入れてくれないみたいな場合であれば、オンブズパーソンの方がいいじゃないですか。他にも子ども家庭支援センターの相談員の人が一方的に親の言い分ばかりを聞いて、自分の言い分は聞いてくれないみたいなことがあったとしたらそれはオンブズパーソンの方が多分いいのだろうと思います。行政側や学校の先生にとってはそんな厄介なところに電話されたくないみたいなのもあるのかもしれないけど、そこの誘導を、5ページのチラシの例にもあったと思うんですけど、いきなりなんの前触れもなく子どもたちが選択するっていうのは、現代福祉において非常に大事な観点なんですけど、何のことかわからないのに、子どもたちがオンブズパーソンにするのか、なんでも相談にするのか、ましてやチラシが一緒で、その説明もなく、どっちでも相談できますよ、なんて言われても、それは駄目だと前回も私同じこと言いましたので、そこをまず絶対是正すべきだと思います。

委員長

ありがとうございました。今委員からのご質問ご意見については次第の次のところで、前回委員会の振り返りからという資料4のところにも触れると思います。前回からお話をありましたのでそこを含めて、議論できたらと思いますがいかがでしょうか。

事務局

リーフレットにつきましては、この後ちょっとご説明させていただくところもあるんですけれども、前回に引き続き、ご意見をいただいているところでございます。リーフレット

につきましては小学4年生と中学1年生の方には配っているところで、概ね在庫も含めまして3年間で全て配り終えるかなと、ちょっと今思っているところでございます。またこのリーフレットをですね、この内容のまま運用するということはあまり考えてございませんので、いただいている意見を踏まえながらより使いやすい、より相談をしやすいリーフレットにしていければなと考えてございます。以上です。

委員長

ありがとうございました。資料4のところですね、1の①の相談窓口の整備というところで、前回も委員から出していただいた意見ありましたので、そことの繋がりがありますので、ただ、今お話をいただいたのはそこだけではなくて他の部分もありました。専門的にオンブズパーソンとかそのあたりのことを定義づけというか、意味がわからなくてっていうこともありそうなので、その辺り含めての検証作業ですので、そこだけではなくてもいいんですけども、今の事務局からの子ども家庭支援、子どもなんでも相談とオンブズパーソンについてですね、何か話がありましたらお伝えいただければいかがでしょうか。

委員

子どもオンブズパーソンの活動についてなんすけども、委員になってから大人にも周知したいなとか、子どもにもっと知つもらいたいなっていう活動を地道に続けてくださっていたんだなっていうことを知り、感謝申し上げます。

先ほどの意見と少し似ているのですけれども、子どもがもし自分がこう悩んでいるときに、自分の悩みがその人権に関わるのか、子どもなんでも相談になるのかっていうのが分子どもでは区別がつかないんじゃないかなと思います。大人でもこれは人権の方になるのか、どうかというのは私も含めて想像ができないと思います。パンフレットが一緒になつていて、どっちに相談していいんですよという感じで案内したのもわかるのですが、そこはもう少し何か具体例が、こういう悩みはこっちに相談した方がいい、こういう悩みはこっちに相談した方がいいっていうのがあるといいと思いました。ただそれでもどっちに相談してもいいのかわからないこともあるのではとも思います。

委員長

ありがとうございました。今の件も含めて何か委員の方々で具体的な仕組みや仕掛けで示せるようなものがありましたらご提示いただければ助かります。また、その他のことでもありましたらご意見をお聞かせください。

委員

子どもオンブズパーソンの相談の流れというところで、子どもの相談に関しては、なんでも相談をまず入口とするということがあるので、子どもに関しては窓口をなんでも相談か

らというふうにして、相談を受けた相談員の方が、これはオンブズパーソンに繋いだ方がいいよね、なんでも相談なら解決できるかもしれないね、という振り分けを、なんでも相談ができる仕組みがあるといいなと思います。子ども自身が初めの一歩で、オンブズパーソンにしよう、なんでも相談にしよう、というのを振り分けるのはきっと大変だと思うので、初めの取りかかりはなんでも相談がいいんではないかと思います。ただ、子どもに関わる大人たちへの周知に関して、児童館への訪問などの様子では、お母さん方お父さん方が先生方の話を聞いている様子が見られるので、子どもを育てる大人たちがオンブズパーソンのことを知るという活動をやっていくと、大人はオンブズパーソンの方が相談しやすいということがあるのかなと思います。なんでも相談よりオンブズパーソンに相談したい、面談で相談したいという大人が増えていくのかなと思います。今後そういうことを期待して、大人に向けての子どもオンブズパーソンという周知の活動があるといいかなと思いました。

委員長

他いかがでしょうか。

委 員

まず、子どもなんでも相談についてお聞きしたいんですが、今この相談に対応されている相談員の方の体制、人数と職種をお聞きしてもよろしいでしょうか。

事務局

子どもなんでも相談は今年に入りまして強化され、正規職員2名会計年度1名の3名体制で、正職は2名とも他課で生活困窮や生活保護のケースワーカーと、それなりの相談経験が豊富な正規職員です。会計年度もエールのスクールソーシャルワーカーとか虐待のワーカーとか、公認心理士、精神保健福祉士など、資格を持っている会計年度任用職員で、正規職員も社会福祉士や精神保健福祉士を持っている職種の方です。ただ、なんでも相談は相談範囲がとても広いんですね。そういう意味では、他の機関のいろいろな部署の情報や、自分のところで解決できないときにはしっかり繋げるだけの勉強だと、他との連携のための勉強もかなりしております。

先ほどいただいた、なんでも相談と子どもオンブズパーソンの連携で、去年からやっていることなんですけれども、情報共有会をやっておりますので、子どもオンブズパーソンの先生からも、子どもの権利やいじめとか、そういうものに関してはなんでも相談で受けた場合は、子どもオンブズパーソンを紹介するなりしてちゃんと繋ぐようにしてくださいということで、子どもの相談だけではなく大人の相談に関しても、子どもオンブズパーソンのご紹介をしております。ただ、どういったケースを繋ぐかというのは今後調整が必要なんですが、いじめっていうキーワードで全部繋ぐというようなことになると、話を傾聴して解決するようなものも多いので、なんでも相談の意味が無くなってしまいます。全部を丸投げしてし

まって子どもオンブズパーソンに繋ぐと、なんでも相談の意味が無くなってしまうというようなところで言うと、所属との繋ぎ直しだとか、ある程度のことをして、それでも例えば保育園の問題を、保育課の監督の部署に繋いでもなお、その対応にそれでも不服があるとかいうこともあります。早いうちからは子どもオンブズパーソンのお話はしているんですけども、それでもとりあえずはなんでも相談で聞いて欲しいというような希望がある場合はなんでも相談で聞いて、そのなかでうまくいかない部分や権利についてというようなところは必ずオンブズパーソンに繋ぐようにしております。

子どもの権利条例の中で出しているパンフレットに関してはちょっと両方の相談が混在しているんですが、各々で出しているチラシ、子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンだと、子どもオンブズパーソンのチラシは権利のことはオンブズパーソンだよっていうことで、差別化して迷わないような形でそれぞれ配っている。チラシやパンフレットはわかりやすいように努めています。まだまだ確かに子どもが選択するということが難しいっていう中では、最初の入口となる子どもなんでも相談の役割っていうのが重要ななっていうことを感じました。

委 員

ありがとうございます。続きがございまして、今のお話で子どもなんでも相談の方が、相談職の方、心理職の方が多くいらっしゃるっていうことで伺いました。一方でオンブズパーソンの方が弁護士の先生と大学の先生ということで、それぞれ専門性が別なのかなと感じております。お子さんから悩みの相談が寄せられたときに必要なケアとしては、心理面のケアと環境面の調整と両方が必要だと思うんですね。それは大変だったね、つらかったね、と受けとめて、気持ちの整理をすると、もう一つ、その環境を変えないと、家庭の環境、学校の環境を変えないと問題が解決しないっていうことで両方の調整が必要だと思うんですが、いただいた前回のまとめの資料を拝見すると、兵庫県の川西市では、オンブズパーソンの方が弁護士さんも心理士さんもいらっしゃるのでおそらく両方の役割を担ってらっしゃるのかなと、オンブズパーソンの中で全て完結するような形になっているのかなと思ったところです。一方で日野市では今のところ役割が若干分かれているので、そのまま続けていかれるのか、あるいは今後見直されるのか、もしこのまま、この体制のまま続けられるとしたら、どちらから相談に入ったとしても、心理面と環境面の両方のケアが受けられるよう配慮いただけたらいいなと思っている次第です。

委員長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

委 員

子どもなんでも相談についてのご報告をいただいたり、今の質疑の中でも出ていたんで

すけれども、やはり子どもなんでも相談の方が、子どもからの相談を広く受けますよ、あるいは大人からの相談を受けますよ、ということですと、オンブズパーソンにどういう案件を繋ぐのかという見極めが非常に重要になってきます。その見極めを誤つてしまふと、子どもが必要な救済を受けられないということにもなりかねないです。なので子どもなんでも相談の相談員さん達がこういう場合は子どもオンブズパーソンに必ず振るというものについて、抱え込みすぎず少し広めに取っていただくのがいいのかなというふうに思いました。それから心理面のケアも引き続き必要だという場合には協働しながらやるというような体制が取れると大変よろしいのではないかというふうに思いました。

委員長

ありがとうございました。それではですね関係性がありますので、前回委員会の振り返りからという資料の説明をいただいて、またご質問ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局

前回委員会の振り返りからについて、ご説明させていただきます。資料4.前回委員会まとめをご覧ください。前回いただきましたご意見でございます。まず、①の制度の認知度とアクセスに関するご指摘というところで、周知啓発のあり方、先ほどもありました相談窓口のリーフレット等です。それと、学校との連携、最後に子どもの目線という形でご意見をいただいているところでございます。②につきましては、独立性と連携体制に関するご指摘ということで、体制のあり方ですね、職員の体系、部局の連携、最後に検証の継続となっています。こういったご意見をいただいているところでございます。

続きまして、前回ご意見ございました全国主要自治体の子どもオンブズパーソンの組織体制の概要比較をさせていただきました。先ほど委員の方からお話をありましたように、兵庫県の川西市、長野県の長野市、東京都の西東京市、福岡県の福岡市、北海道の札幌市と、こういった主要なところの調査をさせていただきました。まず設置形態についてなんですが、独立した形態、または行政の内部に設置をする、または子ども家庭支援センターのところに機能を持たせる監察的オンブズパーソン、子ども未来局内、これは行政の中に設置をしているところもある状況でかなり様々かなと思ってございます。事務局の体制につきましても、各市で様々ございまして、先ほどご説明ありました川西市のように、専任の職員と専門性のあるオンブズパーソンがいるところもございます。または職員が兼務しているケースですか、または弁護士を中心に外部の委員会という形式をとっている福岡市のような例もございます。特徴につきましてもかなり様々でございまして、一体的にやっている川西市の例や、または子ども施策との連動が強く、教育委員会との協働体制を重視している長野市のような例もあります。また、西東京市のような行政組織として位置づけていき既存窓口との連携、ワンストップというところを重視しているところもあります。また、福岡市

のようにいじめ虐待などかなり広範囲での視点で運用しているところ、札幌市のように教育委員会との連携を制度的に担保しているといったところがございました。色々な仕組み、色々な特徴があるところで、このような市町村で運営しているということわかりました。

委員長

ありがとうございました。それでは先ほどのことも含めながら、前回委員会のまとめ部分について検証に入ります。ご質問ご意見があれば、お願ひいたします。

委 員

前回議論のところで宿題事項として出させていただいている子どもオンブズパーソンの組織体制の概要比較というものをお作りくださいましてありがとうございました。色々な体制というのは確かに現状あるというところですけれども、日野市子どもオンブズパーソンの方も参加されている全国自治体シンポジウムというものがございまして、そこで様々な子どもオンブズパーソン、あるいは子どもの権利救済機関の担当をしている事務局相談員、それからオンブズパーソンあるいは救済委員が意見交換や研鑽を積むという場がございます。そちらでも独立性につきましては非常に重視されています。現状、独立性が十分に確保できていないところもありますけれども、やはり理想としては独立性をすごく重視するというところがございますのであの概要比較ですとごく一部というふうなように誤解されがちかもしれませんけれども、現実にはとても重視されているというところは委員の先生方にはご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委 員

やっぱり相談窓口を 2 つに分けるというのは、独立性を担保するっていうことを最優先したが上の 2 つの窓口で、多分管理する課も違うのだと思います。一緒にした方が子ども目線からいくと、確かにいいと思うんですけども、独立性っていう部分になると、やっぱりそれは違うのだと思います。例えば何か弁護士の先生に見られるとちょっと厄介だぞ、という相談があった際に、子どもオンブズパーソンには回さないで、子どもなんでも相談の話だから、弁護士の先生に回す案件ではないなど属人になってしまふと思う。いまはこの方だから大丈夫とかではなく、例えば次の方が面倒だから回さないでおこうとか言ってしまうと独立性が保てなくなってしまう。かといって今の状況のままだと、なんだかわからないまま、子どもが選択したからいいんだ、という風になってしまふと、本来子どもオンブズパーソンの耳に入れた方が良かった案件が行かなくなってしまい、アクセスが途絶えてしまう。もし統一するのであれば、前回委員から指摘もあったと思うが、オンブズパーソンの窓口だけに

して、子どもなんでも相談等は、そもそも子ども家庭支援センターが18歳まで相談を受け付けているので元々の機能で、その他にも学校の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど相談窓口は多岐にわたっているので、なんでも相談はそちらでも可能と思う。それが機能していないとか、思ったように対応してくれないと、自分の権利が守られていないと、そういう問題があれば、子どもオンブズパーソンに相談するという形にした方がいいのではないかと思う。なんでも相談は子ども家庭支援に統合して、オンブズパーソンの窓口だけにして、自分の権利が侵されたままであると、SOSが出せる場所の1つにしたほうがいいのではないかと思いました。

委員長

ありがとうございました。今のご意見を含めて他にいかがでしょうか。

今後どうしていくかっていうのは難しいところがあると思うんですけど、検証ということで色々とご意見いただいて、それを事務局が含めて今後に活かしていくと思います。先ほどのリーフレットで、どこへの相談するのかということや、それから相談先の組織のところってなりますけど、これは前回からの流れとしてあるのですけども、①のところ、学校との連携については昨年から時々会議で話題に出ています。先ほどもあった学校に通っていない子どもたちにどう周知していくかっていうところで、事務局からも学校に通っていない子ども達の話も出ましたし、先ほどの資料では、子どもは子どもの権利については学校の授業で知るといったことで、それはとても効果が上がっていると思うんですけども、そういう学校の授業に出てない子ども達にどうしようかっていうのが、もう昨年来は課題になっているところで、解決に向けた方策が中々見つからないとは思いますが、これについていくつか検証としてご意見あれば、何かお聞かせいただければと思います。

委員

うちの子どもも不登校で中学校1年生の終わり頃から今もまだ行けてない状況です。先生には非常に骨折りいただいて、土曜日でも来れる時は学校においてというふうにいつも声をかけてくださっていて非常に感謝しております。ただ、高幡台小学校跡地の教育センターですね、あの坂の上に通うのは無理だと思います。やっぱり日野だけではなく他の自治体でも不登校の子達が10%も通っていない状況です。教育センターとしては元々適応指導教室というものがあって、それが教育センターに移った。他にもフリースクールなども始まってすごく馴染んでいる子どももいると思うので、それはすごくいいことだと思う。ただ、日野の教育センターもコロナ禍の時にはオンラインで授業をやられていましたが、今はもうオンラインでの取り組みはやめてしまっている。全生徒に配布しているクロームブックを活用して、親が代わりにクロームブックを取りに行って、オンラインの授業で繋がっていられる取り組みがあれば、家からも参加できるし、課題もクロームブック上から提出できることをうながすことができると思います。うちの子にとってコロナ禍は本当にちょうど

よかったです。半数しか学校に通わなくてよいとか、A班B班にわかれていてクラスも余裕があるから教室に入れたという時期だったようです。なのでオンライン授業をやっていただけたら参加できるという子どもは割と多いのではないかと思います。ただそれは先生方も用意するのが大変でしょうし、用意したとしても参加しないかもしれない、不登校がないクラスとの差もある、そういうことで全部オンラインにするのは難しいと思いますが、わかば学級くらいはオンライン対応することで、まずはオンラインから繋がることができのではないかと思う。コロナ禍のときのような、わかばオンラインというのを是非再開してもらいたいと思いました。

あと情緒固定学級が何校かにできたと思いますが、うちの他の子は情緒に課題があるが、通っている学校に情緒固定学級がなく、他の学校を案内された。ただ、その学校に朝通わせるのは無理な状況で、身体障害の固定学級だと市の予算でスクールバスが出ていると思うので、情緒の子についても、受給者証を持っているならスクールバスを出してくれてもいいと思う。日野市は現在財政非常事態宣言を出していて大変だと認識しているが、そういうことを日野市子ども条例の参加する権利に基づいて市がとして執行するんだということをやらない限り権利条例は形式的になってしまうと思う。権利が大事だと言ったときに通常大事ではないという人はいないし、会議を何回やったとしても同じなので財政出動や政策の発動というのをしっかりとやっていく必要がある。そうでないと、日野市はあまり子育てに力を入れていないというイメージが広まりかねない。実際には非常に力を入れて、保育園をいっぱい作ったし、みらいくという子ども専用の建物も建てて、物凄く予算を使っていると思うので、それに比べたら今の参加する権利のところは大した金額ではないと思うので、やってくれたらいいと思いました。

委員長

ありがとうございました。

委員

今お話を受けまして、2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

まず独立性と連携についてというところについてです、他の委員からも意見があったと思いますが、色々なところから侵害を受けない独立としたオンブズのあり方というものは、お話を聞いていて大事だなというふうに思いました。全国主要自治体の概要比較を見ましても、結構職員の中に取り込んでいるようなところがあつたりもするので、そういうところではなく、連携に繋げるのが難しいかなとは思うのですが、オンブズが独立して全ての子どもの権利侵害について把握できるような仕組みっていうのは、やはり大事かなと思います。職員の方も転勤ですかといったこともあるでしょうし、そういうところで普遍的なお立場というものが確立されるような仕組み作りっていうのをぜひお願いしたいと思いました。

もう 1 点、学校に行っていない子ども達についての権利条例の周知ですとか対応について、学校に行っていない子ども達には難しいところがあるっていうお話についてです、なかなか寄り添った考えではないかなとは思いますけれども、不登校、学校に繋がっていない子ども達も色々な立場があると思うのです。その中で、親が関心を持っているか、持っていないかというところで、権利侵害を子どもが知る知らないっていうことに大きく関わっているような気がします。関心を持っている親御さんは、おそらく子どもの権利についても非常によくお考えだと思いますし、こういう周知啓発ということについても、親御さんを通して繋がりやすいお子さんだと思います。一方でこのような制度や、子どもの環境についてあまり興味のない親御さんもきっとおられるかと思います。もしかしたらそちらの方が本当に深刻で、権利侵害っていうところにも繋がっているんじゃないかなという気がしますので、学校に繋がっていないお子さんということでまとめてしまうのではなく、例えば虐待のあるご家庭ですかヤングケアラーのお子さんがいらっしゃる家庭っていうものを、もう少し重点的にどういうふうに啓発活動をしていったらいいのかということを考えしていくのも、一つの窓口というか、手ではないかなと、そのように思いました。以上です。

委員長

ありがとうございました。今、重要な視点を提示していただいたかと思います。まだまだお時間が許せば検証作業を続けていきたいところなんですが、次第見ていただくと、あと一点諮問事項というのがございます。これについても事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは次に検証事項の②としまして、諮問事項、日野市子ども条例の周知・啓発に対する答申案について、ご説明します。資料 5「子ども条例委員会答申書（案）」をご覧ください。

市長からの諮問事項のうちに、日野市子ども条例の周知啓発に対する答申がございまして、本日はそちらの答申書の案を簡単に説明させていただきます。この答申案はこれまでの会議における委員の皆様のご意見を事務局で項目立てしまして、まとめる形で作成しております。このような形で、あるいは内容がこれでよろしいかというところでございます。本日は簡単に私から、再確認の意味で説明させていただきます。まず、前段でございますけども、日野市では子どもの権利を大事にして、子どもが幸せで健康に育てる環境をつくるために、平成 20 年に日野市子ども条例を施行しました。その後、こども基本法、こども大綱などができまして、子どもの権利を守ることが大事という事で、日野市でも令和 7 年度、今年度から始まっております「ひのっ子・若者・みらいプラン」で、子どもの権利の保障、擁護を重要な方針としまして、今後、条例の周知、啓発を進めていく予定でございます。パネル展とか、それから図書館のコーナーとか、いろいろ例示をいたしまして委員の皆様から意見

をいろいろといただきました。最後に総括がございます。これまでの諮問事項1の検証のまとめです。最初に、一番大切なことでございますが、目的は条例を知ることではなく、子どもの権利が実際に守られる社会の維持状態を実現すること再確認するということでございます。次に、子どもが権利を知識として理解し、育つ、守り守られる、生きる、参加するの各権利を具体的な生活場面と結びつけて学べるようにしていく必要があるということです。次に、子どもは権利主体で、義務を果たさないと権利がもらえないという誤解がないよう、条約や条例の趣旨を踏まえたわかりやすい啓発の必要不可欠であるというところでございます。続きまして、子どもの年代に合わせた仕掛けや子どもの意見、主体的参加を取り入れることが重要で、それには保護者の大人の理解が前提となります。幅広い年代に伝わる表現や場作りを工夫し、いろいろ組み合わせまして、特に保護者の方には、権利の大きさと大きさ、そして地域の支え合いを伝えるメッセージ性のある紹介をすることが望ましい。続いてですが、学校との連携というものも不可欠であります。配布物、掲示物、ブックマークだけにとどまらず、日常の教育活動の中で体感でき、また家に帰ってからも、親御さんに話していただけるような繋がりができる仕組みを考えていきたいと思います。ツールに関しては、お子さんの関心を引く工夫をし、授業でも必ず扱っていただいて、日常的に見る止まるような工夫が必要であるというところでございます。それには他の自治体の共同事例とか、福祉教育、子どもオンブズパーソンさんの取り組み状況などですね、このあたりの取り組む参考にしまして、進めていくというところです。そして人権についての内容を言葉だけで伝えるのは難しいですので、地域イベントなどに組み込んで、あるいは日常的な勉強会、学校だけでなく学校外でもわかりやすく、参加と対応を通じた気づきの場を継続的かつ積極的に作っていくという内容です。最後にまとめますと、子どもと大人の双方に働きかけまして、学校、地域、行政が連携して子どもの主体的な参加や、体験の伴う機会を継続的に提供し、子どもの権利の保障に繋がる周知啓発を一層進めていくというのは大事ということになっていく、という趣旨になっております。以上です。

委員長

ありがとうございました。通常であればご説明いただいた後、検証に入るのですけども終了時間を過ぎてしまいました。説明を受けて、もしこの場でこれだけはお伝えしておこうということが、ありましたら、ご意見をいただいて、その後は継続というふうに思うのですが、何かございますでしょうか。

無いようですので、事務局よりお願いします。

事務局

答申案については是非ご意見をいただきたいと思います。ご意見がありましたら 11月4日火曜までに、子育て課までメールでお送りいただけますようお願い申し上げます。お時間が無くて大変申し訳ございません。

委員長

ありがとうございました。では、事務局からありましたとおり、11月4日火曜までにメールでお知らせいただければと思います。

それでは最後にその他となりますが、何かございますでしょうか。無いようでしたら、以上で、本日の議題はすべて終了しました。では最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

次回、3回目の委員会につきましては、年が明けまして、令和8年1月14日水曜日の午前10時から、本日と同じ場所、みらいくの多目的室で開催いたします。恐れ入りますが、ご都合が悪い場合はお早めにメール等で子育て課までご連絡ください。よろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

事務局

答申案について補足をさせていただきます。今回お配りした資料について2つの諮問事項がありまして周知啓発と相談救済となっております。これまでの議論は周知啓発を中心でしたので、そのところだけまずまとめてございます。相談救済については、今日またご意見いただきましたので、これを追加させていただいて、またご確認いただく形で最終的には全体の完成となりますので、次回の会議ではこの答申案、今日の議論までのものを踏まえて、また文案作らせていただいて、それを皆様でまたご検討いただければと思います。まず周知啓発のところについて記載させていただいたので、もし事前にご意見がありましたら一旦11月4日までにお寄せいただいてその修正をまた反映させていただいた上で最終回は相談救済の部分を追加して、またご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。お疲れ様でした。